

令和 5 年度

社会福祉法人幸生会 企業主導型保育所 クラリス保育所入園案内

<企業主導型保育所とは>

- ・認可外保育所ですが、認可保育所と同等の施設基準を満たし、認可保育所に適用される厚生労働省保育指針に沿った保育を提供する施設です。
- ・利用定員(30人)には、提携企業の「企業枠」と、地域の方が利用できる「地域枠」(15名未満)があります。
- ・「地域枠」には、親が就労しており自治体の保育認定を受けている方が入園できます。入園の決定は保育所が行い、保育料も保護者様の収入に関わらず、年齢ごとに設定しております。また、定員に空きがある場合は、月途中での入園もできます。
- ・余裕活用型の一時保育も行っております。

《保育理念》

幼児一人一人の可能性や育つ力を大切にし、保護者の子育てに寄り添いながら、地域に根ざした保育所をめざす。

《保育方針》

生きる力をもった子どもを育てる

《保育目標》

☆元気にあそぶ子ども

☆やさしい子ども

☆自分の思いを表現できる子ども

《年間行事予定》

4月	友達になる会	10月	参観日・引き渡し訓練
6月	内科・歯科健診 交通安全教室 プール開き	12月	内科健診
			お楽しみ会
7月	七夕会	1月	雪遊び
8月	夏祭り見学 水遊び	2月	豆まき会
9月	プール納め 敬老会	3月	ひな祭り
			お別れ会

毎月の行事…避難訓練・身体測定・誕生会・お話し会等があります。

《保育所の一日》

7 : 0 0	開所・随時登園 好きな遊び
9 : 3 0	おやつ(未満児) 朝の会 クラス毎の活動
1 1 : 0 0	給食
1 2 : 2 0	お昼寝
1 4 : 5 0	目覚め
1 5 : 0 0	おやつ
1 5 : 3 0	好きな遊び・随時降園
1 8 : 0 0	降園終了・延長保育開始
2 0 : 0 0	閉所

《開園時間及び開園日・休園日》

開園時間	通常保育 7 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0 延長保育 1 8 : 0 0 ~ 2 0 : 0 0 ※1 ※1 職員体制がありますので、事前に申請をしていただきます。
開園日	月～土曜日・日曜日・祝日 ○毎月20日頃に、翌月の利用時間の提出をして頂きます。 ○土曜日・日曜日・祝日の保育については、保護者様の勤務がある場合の受け入れとなります。(一時保育は原則平日のみとなります。) ○利用者がいない場合は、休所となる場合があります。
休園日	○大規模地震、大雪や猛烈な台風等の自然災害により実質的に開園できない場合 ○重大な伝染病等の発生により、園児に感染・被害が及ぶ恐れがある場合 ○利用者がいない場合(土日曜日・祝日等)

《利用料金》

『常時保育保育料及び給食費…月額(延長は時間額あり)』

	保育料(円)	認定後	企業枠(円)	給食費
0～ 2歳児	35,000	非課税 世帯0	30,000 自社枠入園0	保育料に含まれます。(ミルク・離乳食)
3歳児	26,000	0円	21,000 自社枠入園0	5,500円
4歳児以降	23,000	0円	18,000 自社枠入園0	5,500円
延長保育・土日祝日保育について				
延長保育	18時～20時 ※定期利用のお子さんのみ		<ul style="list-style-type: none"> 勤務時間や通勤時間の関係から延長保育を希望される方が利用できます。 原則として、前日の朝まで電話または直接職員に申請をしてください。ただし、直前の場合、職員体制によりお預かりできない場合があります。 19時以降のお迎えの場合は、補食をしてお待ちします。 	
1時間迄	日額 400円 月額 2,000円			
1時間以上	日額 800円 月額 4,000円			
土日祝日保育	父母共にその日就労することにより、保育が必要なお子様を受け入れます。		<ul style="list-style-type: none"> 利用する前月20日頃までに「保育希望届」を提出していただきます。 2・3日前の申し込みについては、職員体制等によりお預かりできない場合があります。 	

『一時預かりについて(余裕活用型)』

一時預かりにつきましては、 原則平日のみ となります。		
一時保育	4時間まで 1,200円 4時間以上 2,400円	<ul style="list-style-type: none"> 事前に面接を受けていただきます。 給食が必要な場合は、300円徴収させていただきます。ミルク・哺乳瓶はご持参ください。 時間は8時半～17時まで受け入れておりますが、余裕活用型一時保育のため、常時保育児が多い場合は、お預かりできない場合があります。※延長保育は行っていません

- ※ 2019年10月から「幼児教育・保育の無償化」が実施されています。
2歳児までは、非課税世帯のみ無償化の対象となります。3歳児以上児は、子育てのための施設等利用給付認定を受けていただくこととなります。認定を受けた方の保育料は無料となります。
- ※ 3歳児以上の幼児については、給食費を負担いただくこととなります。
- ※ 離乳食は、2回食に移行してから提供をいたします。(おおよそ生後7ヶ月以降)
- ※ アレルギーをもっているお子様の給食につきましては、医師の診断を受けていただき、保護者様との面談後に除去食又は代替え食を提供できるかを判断させていただきます。
- ※ 同時に2名以上の兄弟姉妹が当所に在園している場合は、複数子在園中に限り第2子以降の保育料を半額といたします。

〒021-0882

岩手県一関市上大槻街5番16号

電話 0191-34-8666